

和歌山信愛女子短期大学 F D ・ 教学 I R 委員会規程

〔設置〕

第1条 和歌山信愛女子短期大学（以下「本学」という。）にF D ・ 教学 I R 委員会（以下「委員会」という。）を置く。

〔目的〕

第2条 委員会は、本学の教育の質的向上に向けた、教育・学生支援に関するデータ収集・分析(インスティテューショナル・リサーチ(以下教学 I R という。)、全学的な教育支援施策の企画・開発およびF D（ファカルティ・ディベロップメント）の推進と各学科・専攻等のF D活動の支援を行うことを目的とする。

〔事業〕

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- (1) 教育の質的向上に向けた諸施策の企画・立案および関連する情報の収集と提供
- (2) 教職員の研修、新任教員のオリエンテーション、講演会等の企画・実施・支援
- (3) 教学 I Rに係るデータの蓄積及び分析等に関すること。
- (4) F Dの啓発活動（ニュース、活動報告書等の編集・発行）
- (5) その他、委員会の目的達成のために必要な事項

〔組織〕

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 委員長1名
- (2) I R 担当1名
- (3) 学長より依頼された委員

〔委員長〕

第5条 委員会の委員長は、教務部長がその任に当たり、委員会を統括する。
2 教務部長および I R 担当は、学長が指名する。

〔改廃〕

第6条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、学長が決定する。

〔雑則〕

第7条 この規程に定めるものの他、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

付則

この規程は平成20年4月1日から施行する。

この改正規程は平成21年4月1日から施行する

この改正規程は令和2年4月1日から施行する